

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景と目的

近年、特定健康診査(以下「特定健診」という。)の実施や診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)等の電子化の進展、国保データベースシステム(以下「KDB」という。)等の整備により、保険者等が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

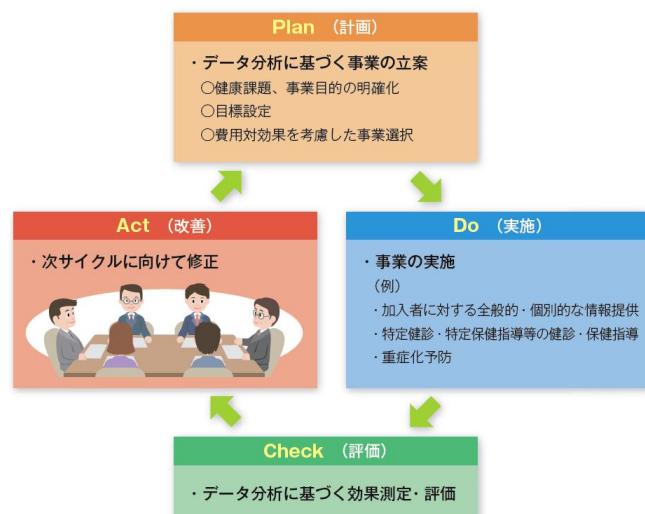
2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、その結果に基づき加入者の健康保持増進のための事業計画として「計画」を作成・公表し事業実施、評価等の取組を行う必要がある」とされました。

これまでも、埼玉土建国民健康保険組合(以下、「埼玉土建国保」という。)においては、健診データやレセプト等を活用し、重症化予防対策に取り組んできたところです。

今後は、更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、全被保険者への保健事業を網羅的に進めていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、保健事業の実施等に関する指針(厚生労働大臣告示第307号)の一部が改正されたことにより、埼玉土建国保においても健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための、保健事業の実施計画(以下「データヘルス計画」という。)を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善を行います。

埼玉土建国保では、「第1期データヘルス計画」及び「第2期特定健康診査等実施計画」の期間が2017年度で終了することから、両計画の目標達成状況、各保健事業の効果検証等を踏まえ、「第2期データヘルス計画」「第3期特定健康診査等実施計画」を一体的に策定します。



2. 計画の位置づけ

(データを活用したPDCAサイクルの遂行)

データヘルス計画とは、被保険者の健康保持増進に資することを目的として、保険者等が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健診の結果・レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するものです。

(他の法定計画等との調和)

データヘルス計画は、健康増進法に基づく「健康日本21(第2次)」に示された基本方針を踏まえ、「第3期特定健康診査等実施計画」と調和のとれたものとします。

計画の種類	特定健康診査等 実施計画	保健事業実施計画 (データヘルス計画)	保健予防計画
計画の名称	第3期埼玉土建国民健康保険組合特定健康診査等実施計画	第2期埼玉土建国民健康保険組合保健事業実施計画 (データヘルス計画)	
法律	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	国民健康保険法第82条	
実施主体	保険者	保険者	埼玉土建国保組合
計画期間	2018~2023年度	2018~2023年度	2018年度~
目的	・被保険者の健康寿命の延伸 ・メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症予防と重症化の抑制	・被保険者の健康寿命の延伸 ・メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症予防と重症化の抑制 ・医療費適正化	・被保険者の健康寿命の延伸 ・高血圧・糖尿病予防 ・がん死亡対策
対象者	被保険者(40歳~74歳)	被保険者(0歳~74歳)	被保険者(0歳~74歳)
主な内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生活習慣病（メタボリックシンドローム）の発症予防 重症化予防、糖尿病、高血圧、脂質異常症 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 医療費適正化 後発医薬品の利用促進 重複頻回受診対策 </div>		栄養・食生活 身体活動・運動 こころの健康

3. 計画の期間

データヘルス計画の期間は、「第3期特定健康診査等実施計画」との整合性を図るため、2018年度から2023年度までの6年間とします。



4. 関係者が果たすべき役割

（1）実施体制・関係課の役割

健康増進課が主体となり、関係他組織とも十分に連携し計画策定に図ります。